

広島県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年六月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三和町上板木字小原田六〇七番七地先から 三次市三和町上板木字小原田五八五番二地先まで	新	旧	〇 〽 一〇・〇〇〽 二〇・〇〇〽	一〇一・〇〇	ダブルウェイ
	新	旧	〇 〽 一四・〇〇〽 二七・五〇〽	一六〇・〇〇	
三次市三和町上板木字小原田六〇七番一地先から 三次市三和町上板木字小原田五八五番二地先まで	新	旧	〇 〽 一七・〇〇〽 一七・〇〇〽	一七四・〇〇	ダブルウェイ
	新	旧	〇 〽 一二・五〇〽 一七・〇〇〽	六一・〇〇	
三次市三和町上板木字小原田五八五番二地先から 三次市三和町上板木字小原田五五五番一地先まで	新	旧	〇 〽 一〇・〇〇〽 一一・五〇〽	六一・〇〇	拡幅
	新	旧	〇 〽 一四・〇〇〽 二七・五〇〽	一六〇・〇〇	